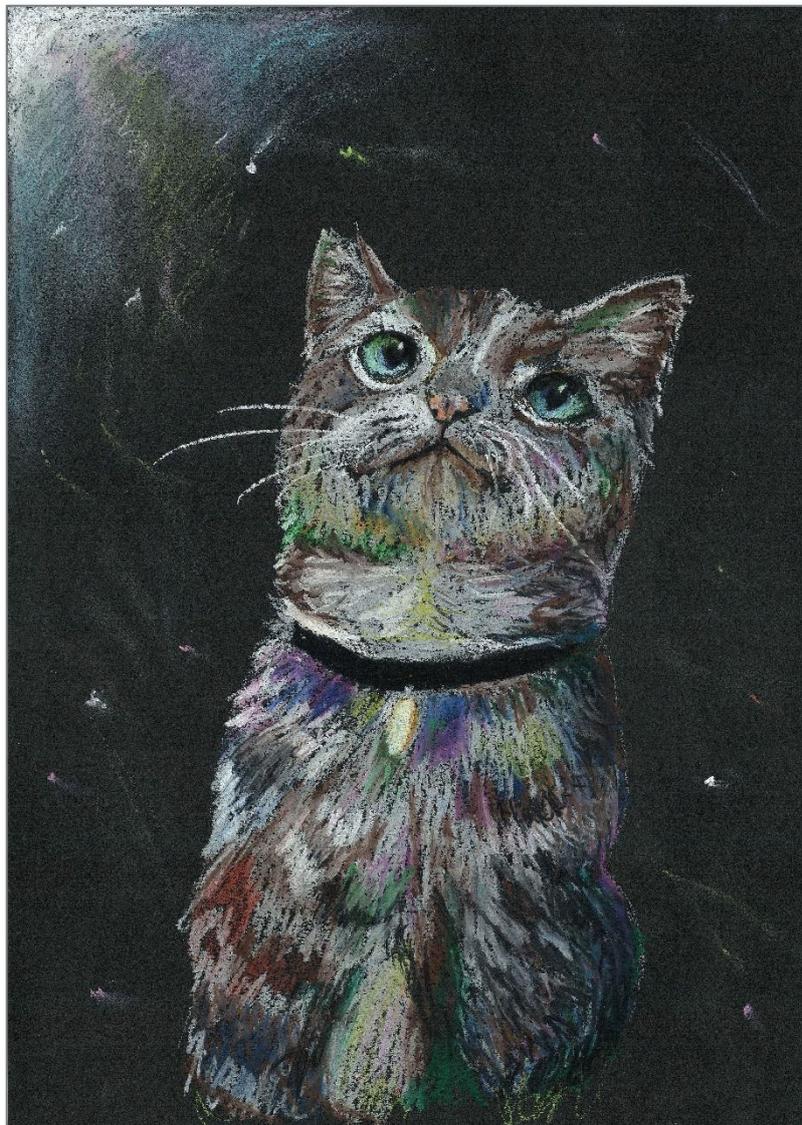


第 5 章

資料



第1章

第2章

第3章

第4章

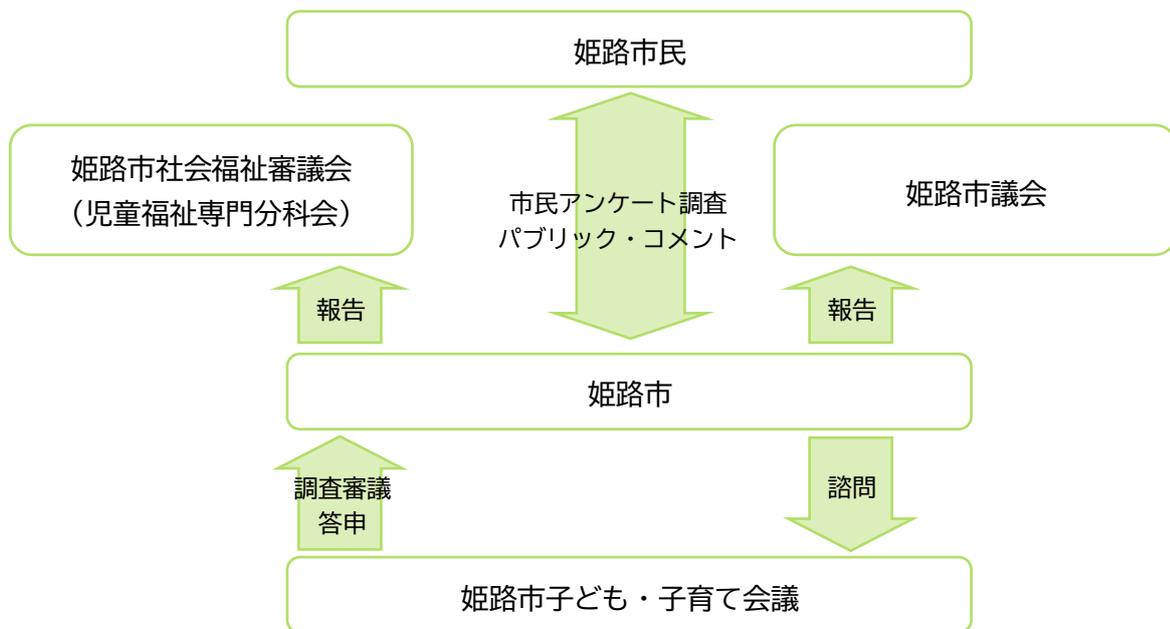
第5章

1 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、令和5年度（2023年度）に「子育て支援に関する市民アンケート調査」など3種類の市民アンケートを実施し、こども・若者及び子育て世帯の意見を聴き、計画に反映させるよう努めました。

また、こどもの保護者や公募の市民委員等から構成される「姫路市子ども・子育て会議」に計画策定に係る調査審議を諮問し、計画の基本理念や基本目標、施策の体系、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策など、計画案について答申をいただきました。

答申を基にした計画案についてパブリック・コメントを実施し、姫路市民、とりわけ計画の当事者であるこども・若者及び子育て世帯から寄せられた意見を踏まえて計画の最終案を作成し、姫路市議会及び姫路市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告を行った上で、計画を策定しました。



令和6年度第5回姫路市子ども・子育て会議において、姫路市子ども・子育て会議の秋川会長（写真中央）及び日坂副会長（写真左）から加藤総合教育監（写真右）に、本計画策定に関する答申書が提出されました。

2 計画策定のあゆみ

年月日	項目	内容
令和5年(2023年)12月20日～ 令和6年(2024年)2月5日	計画策定に係る市民 アンケート調査	・姫路市子育て支援に関するアンケート調査 ・姫路市子ども・若者意識調査 ・姫路市子どもの生活実態調査
令和6年(2024年)5月13日	第1回姫路市子ども・ 子育て会議	・「(仮称)姫路市こども計画」策定に係る市民ア ンケート調査の結果について(報告) ・「(仮称)姫路市こども計画」骨子(案)について ・こども・若者の意見聴取について
令和6年(2024年)7月5日	第2回姫路市子ども・ 子育て会議	・第2期姫路市子ども・子育て支援事業計画の 進捗状況について
令和6年(2024年)8月22日	第3回姫路市子ども・ 子育て会議	・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みら いプラン(仮称)」素案について
令和6年(2024年)10月10日	第4回姫路市子ども・ 子育て会議	・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みら いプラン(仮称)」中間取りまとめ案について
令和6年(2024年)11月22日	第5回姫路市子ども・ 子育て会議	・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みら いプラン(仮称)」について(答申)
令和6年(2024年)12月20日～ 令和7年(2025年)1月20日	パブリック・コメント (市民意見募集)及び こどもの意見募集	・通常のパブリック・コメントと併せて、18歳 未満のこども・若者を対象としたこどもの意見 募集を実施
令和7年(2025年)2月25日	第6回姫路市子ども・ 子育て会議	・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みら いプラン(仮称)」に関する市民意見(パブリッ ク・コメント)の募集結果について
令和7年(2025年)3月11日	姫路市議会令和7年第 1回定例会文教・子育 て委員会	・計画案について報告
令和7年(2025年)3月25日	姫路市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	・計画案について報告

3 姫路市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	氏名	所属及び役職等	備考
子どもの保護者	尾上 美紀	姫路市立幼稚園連合PTA協議会 顧問	～令和6年(2024年)5月19日
	上野 奈緒	姫路市立幼稚園連合PTA協議会 顧問	令和6年(2024年)5月20日～
	猪子 靖子	姫路市連合PTA協議会 理事	～令和6年(2024年)6月2日
	澤井 由紀子	姫路市連合PTA協議会 代表理事	令和6年(2024年)6月3日～
	大西 和香奈	公募市民	
	橋本 亮	公募市民	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	富士原 智恵美	一般社団法人姫路市保育協会 会長	
	山中 真介	姫路市私立幼稚園連合会 副会長	
	湊 孔美	姫路市小学校校長会(御国野小学校校長)	
	瀬崎 智紀	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会 事務局長	
	稲田 直彦	兵庫県姫路こども家庭センター 所長	
	上田 賢一	公益財団法人兵庫県青少年本部 理事長	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部保健教育学科 教授	会長
	日坂 歩都恵	兵庫大学短期大学部 保育科 教授	副会長
	永田 夏来	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 准教授	
	藤重 育子	姫路大学 教育学部こども未来学科 准教授	
	中岡 良純	元姫路市立小学校長(元放課後児童クラブアドバイザー)	
その他市長が必要と認める者	上口 美和	姫路経営者協会	
	高田 淳年	連合兵庫西部地域協議会 事務局長	～令和6年(2024年)8月6日
	山本 記義	連合兵庫西部地域協議会 事務局長	令和6年(2024年)8月7日～
	野間 大路	一般社団法人姫路市医師会 乳幼児保健委員会委員	
	橋本 充彦	姫路市民生委員児童委員連合会 理事	
	前川 信子	公募市民	

※計画策定期間(令和6年(2024年)5月～令和7年(2025年)3月)の委員を掲載

(2) 条例等

姫路市子ども・子育て会議条例（平成25年3月27日条例第6号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、姫路市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分科会）

第6条 子ども・子育て会議は、専門的事項を分掌させる必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

2 分科会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、分科会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となり、議事を整理する。

3 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同決のときは、議長の決するところによる。

5 前各項の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年3月26日条例第13号）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

2 改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができることとされた行為（改正法第17条第3項の規定に係るものに限る。）については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、姫路市子ども・子育て会議において行うことができる。

附 則（令和2年3月25日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

姫路市子ども・子育て会議認可・確認分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て会議条例（平成25年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）

第6条第1項の規定より設置された姫路市子ども・子育て会議認可・確認分科会（以下「分科会」という。）の組織、運営その他分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 分科会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 条例第2条第1号に掲げる事務のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号及び第2号に規定する事務を処理すること。
- (2) 条例第2条第2号に掲げる事務を処理すること。
- (3) その他分科会長が必要と認める事項

(組織)

第4条 分科会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、条例第6条第2項の規定に基づき、条例第3条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから会長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、子ども・子育て会議におけるその者の任期と同一とする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議において別段の定めをした場合のほかは、条例第6条第6項の規定に基づき、分科会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

2 分科会の会議は、これを非公開とする。

(準用)

第7条 条例第8条の規定は、分科会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、こども未来局教育保育部幼保連携政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月20日から施行する。
- 2 最初に招集される分科会は、条例第7条第5項において準用する同条第1項の規定にかかわらず、子ども・子育て会議の会長が招集する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

姫路市子ども・子育て会議放課後児童健全育成事業分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て会議条例（平成25年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定より設置された姫路市子ども・子育て会議放課後児童健全育成事業分科会（以下「分科会」という。）の組織、運営その他分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 分科会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 放課後児童健全育成事業の運営に係る負担金、時間延長負担金、間食費及び傷害保険料を調査審議すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営に係る事業実施時間や児童の過ごし方を調査審議すること。
- (3) 条例第2条第3号に掲げる事務を処理すること。
- (4) その他分科会長が必要と認める事項

(組織)

第4条 分科会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、条例第6条第2項の規定に基づき、条例第3条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる者のうちから会長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、子ども・子育て会議におけるその者の任期と同一とする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議において別段の定めをした場合のほかは、条例第6条第6項の規定に基づき、分科会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

2 分科会の会議は、これを非公開とする。

(準用)

第7条 条例第8条の規定は、分科会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、こども未来局こども育成部こども総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年9月28日から施行する。
- 2 最初に招集される分科会は、条例第7条第5項において準用する同条第1項の規定にかかわらず、子ども・子育て会議の会長が招集する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

4 こども基本法

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条第1項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- (2) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第6条第1項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第7条第1項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

(こども施策に関する大綱)

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) こども施策に関する基本的な方針
- (2) こども施策に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前2項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第12条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第2項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第14条 国は、前条第1項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第2項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第16条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置及び所掌事務等)

第17条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) こども大綱の案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- (3) こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第18条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第11条の3に規定する事務を掌理するもの
- (2) 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(資料提出の要求等)

第19条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 用語集

あ行

一時保育事業【P. 59, 83】

保育所等に通っていない就学前の児童が一時的に保育を必要とする場合に、保育所等で一時的に児童を預かる事業。週3日までの就労や通院等の場合、保護者の入院など緊急の場合、育児疲れ解消のリフレッシュ等の場合に利用できる。

医療的ケア児【P. 67, 71, 93, 94】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

インクルーシブ【P. 60, 67, 93, 94】

障害の有無にかかわらず、包括、包含すること

ウェルビーイング【P. 59, 64, 82】

身体的・精神的・社会的に幸せな状態。生活満足度

駅前すくすくひろば【P. 7, 9, 34, 81】

ピオレ姫路の6階にある子育てひろばで、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所

SDGs未来都市【P. 6, 64】

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもの

親と子の性教育【P. 70, 76】

就学前の親子を対象に、プライベートゾーンの話を中心に子どもの命と体を守るための知識を伝える教室

か行

学習プラットフォーム【P. 82】

児童生徒の学力や興味に応じた個別最適な学習をサポートするためのオンライン上のプラットフォーム（Webサイト）。このプラットフォームを基点として、デジタル技術を活用した学習コンテンツなどにアクセスすることができる。

学校運営協議会制度【P. 76】

学校に設置する附属機関であり、委員に任命された保護者や地域住民の代表が、校長の学校運営基本方針を承認する等の一定の権限と責任を持って、学校運営に参画する制度。学校運営協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールという。

学校教育法【P. 5】

幼稚園から大学までの学校教育に関する制度の基本を定めた法律

学校サポート専門チーム【P. 77】

複雑な生徒指導上の諸課題やいじめ問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して、弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の専門家が、組織的、総合的に学校を支援する。

学校評議員制度【P. 76】

地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた制度。学校評議員は校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱し、様々な教育活動に助言を行う。

家庭的保育事業【P. 32】

保育者が、保育者の自宅の居室などを保育室として使い、仕事や病気などの理由により家庭で保育できない保護者に代わって子どもを預かる事業

※現在、姫路市では事業実施なし

企業主導型保育事業【P. 32】

平成28年度（2016年度）に内閣府が開始した事業で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため、単独又は共同で設置・利用する認可外保育施設

キャリア教育【P. 76】

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育のこと

居宅介護【P. 94】

障害者等に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を提供するサービス

居宅訪問型保育事業【P. 32】

保育者が、子どもの家庭で、仕事や病気などの理由で保育できない保護者に代わって子どもを預かる事業
※現在、姫路市では事業実施なし

くらしと仕事の相談窓口【P. 93】

「仕事が見つからない」「探し方がわからない」「生活費に困っている」など、くらしの困りごとや不安などを抱えている方に対し、専門職の相談支援員が相談をお聞きし、相談者のペースに合わせて、一緒に問題に取り組み、解決するための相談窓口

ゲートキーパー【P. 96】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと

恋活・婚活サポート事業【P. 71】

恋愛を目的として恋人を見つけるための活動（恋活）や、結婚相手を探すための活動（婚活）をサポートする事業

合計特殊出生率【P. 15, 58, 70】

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子育て世代包括支援センター【P. 34】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、母子保健と子育て支援の両面から切れ目ない支援を実施する施設。令和4年（2022年）の母子保健法及び児童福祉法改正により、令和6年（2024年）4月からこども家庭センター内に位置付けられた。

こども家庭センター（児童福祉法上の）

【P. 9, 16, 60, 89, 90】

令和4年（2022年）の改正児童福祉法等にて、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の両機能を維持し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、市町村に設置が努力義務化された。
これを受け、本市は令和6年（2024年）4月に「子育て支援室」として設置した。

こども家庭庁【P. 2, 91】

こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、おとなが中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか社会」へと作り変えていくための司令塔としてつくられた国の組織

こども基本法

【P. 2, 3, 5, 60, 61, 65, 74, 93, 95, 97, 98】

日本国憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推進するためにつくられた法律

子ども・子育て支援新制度【P. 2】

子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法に基づき平成27年度（2015年度）に施行された、幼児期の子どもへの質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消、地域の子育て支援の充実を柱とする総合的な子育て支援制度

子ども・子育て支援法【P.3,5】

幼児教育・保育や待機児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実や、地方自治体における事業計画の策定、子ども・子育て会議の設置等を定めた法律

こども食堂【P.9,79,92】

地域において、経済的な理由や家庭の事情などにより食事を十分にとれない子どもの支援や、一人で食事をする孤食の解消等を目的に、無料又は低額で食事を提供する場のこと

こども大綱【P.2,3,5】

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこどもに関する施策の基本的な方針を定めたもの

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）【P.2,61,65,74,97,98】

世界中のすべてのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約

子どもの事故予防体験ひろば【P.84】

こどもの未来健康支援センター内に実際の家の中を再現し、家庭内で起こりやすい事故やその防止策について疑似体験しながら学ぶことのできる場所

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律【P.3】

貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられなかったり、多様な体験の機会を得られない等、権利利益を害され社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とした法律

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」【P.7,9,34,59,76,80,81,84,94】

若い世代が安心して子どもを産み育て子どもたちが明るく健やかに育つことができる社会を目指して、思春期から妊娠・出産、子育て期までを切れ目なく包括的に支援する施設

こども見守り隊【P.84】

子どもたちが安全で安心して健やかに過ごす地域社会の実現に寄与することを目的とし、地域の学校及びこどもを地域全体で見守る団体

子ども・若者育成支援推進法【P.3】

教育、福祉、雇用等の分野における子ども・若者の育成支援に関する取組の総合的な推進や、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を主な目的とした法律

こども・若者の意見表明権【P.47,61,65,67,69,97,98】

こどもが、自分自身に関することについて、自分の意見を自由に表明する権利

さ行

サウンディング調査【P.79】

個別の事業の必要性に応じて実施される検討プロセスの一つで、民間事業者との対話を通じ、様々なアイデアや意見等を把握する調査

産後ケア事業【P.81】

産後の母親と乳児（養親、死産流産を含む）を対象に、医療機関や助産所等で乳房マッサージを含む乳房ケア、産後の心身の健康管理や、子育てに関する相談などのサービスが受けられる。通所型・訪問型・宿泊型のサービス形態がある。

ジェンダー【P.6,66,77】

「男の子／女の子はこうあるべき」といった考え方のように、社会的・文化的に形成された「男性像」や「女性像」のこと

ジェンダー・アイデンティティ【P.77】

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

時間の貧困【P. 59, 85】

家事や労働・通勤のために要する時間が多く、休養・余暇や子どもと接する時間が少ない状態

事業所内保育事業【P. 32】

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業
※現在、姫路市では事業実施なし

思春期出前授業【P. 70, 76】

市内全ての中学校（市立、私立、特別支援学校等）の1、3年生を対象に、保健所保健師が中学校へ出向いて授業を実施。子どもたちが自分や周りの人を大切にし、健康や性行動について正しい知識をもち、心身ともに健康な大人になれるよう支援する目的で実施

次世代育成支援対策推進法【P. 3】

次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、育成される社会を形成するため、地方自治体や事業主における次世代育成支援のための行動計画の策定や、仕事と子育ての両立支援等を定めた法律

市長の附属機関【P. 100】

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めにより、市政の重要事項について、学識経験者や市民など関係者の意見を広く聞き、様々な角度から議論したり、調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の機関のこと

児童厚生員【P. 79】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号に該当する「児童の遊びを指導する者」のこと。児童館・児童センターに配置している。

児童センター・児童館【P. 34, 78, 79, 82】

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

児童福祉法【P. 5, 9】

児童が良好な環境で生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律

児童扶養手当【P. 9, 85】

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、前年の所得が一定額未満の場合に、その児童を養育する者に対して支給する手当

若年無業者（ニート）【P. 28, 86】

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人

就学前教育・保育【P. 2, 66, 75, 76】

0歳から小学校就学前までの子どもを対象とし、幼稚園、保育所、認定子ども園等で行われる教育・保育

宿泊型児童館「星の子館」【P. 34, 79】

姫路西部の豊かな自然にかこまれた桜山公園内にあり、天文台を備えた宿泊ができる大型児童館

障害者の権利に関する条約【P. 60, 93】

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定する条約

小規模保育事業【P. 32】

主に0歳から2歳児の少人数（6人から19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業
※現在、姫路市では事業実施なし

小児慢性特定疾病・難病【P.67,94】

小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）が長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病。
難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とするものとして厚生労働大臣が定める疾病

消費者教育【P.75,76】

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動

職業自立センターひめじ【P.94】

就職を希望している障害のある方又は在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、労働・福祉・医療・教育等の各関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関

私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業【P.70,76】

教育及び保育の提供に携わる人材の確保を図り、質の高い教育及び保育を安定的に供給するため、職員の処遇改善に積極的に取り組む教育・保育施設に対しその経費の一部を補助するもの

新制度幼稚園【P.70】

子ども・子育て新制度に移行した幼稚園

身体障害者手帳【P.17】

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳

スクールカウンセラー【P.71,77,92,96】

「心の専門家」として学校に配置されている臨床心理士等の資格を有する心理の専門家で、学校教育法施行規則第65条の3で学校職員として位置づけられている。主に、児童生徒に対する相談や心のケア、保護者や教職員に対する相談、教職員への研修等を行う。

スクールガードリーダー【P.84】

警察官OBを含む防犯の専門家を小・義務教育・特別支援学校を対象に月1回程度巡回し、通学路や校内の防犯上の危険箇所を点検する。また、学校安全ボランティアの警備状況を指導し、必要に応じて学校等の関係者に対して、不審者対応訓練等を実施している。

スクールソーシャルワーカー【P.71,77,92,96】

「福祉の専門家」として学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する福祉の専門家で、学校教育法施行規則第65条の4で学校職員として位置づけられている。主に、家庭を含めた幼児児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校園への助言を行う。

スクールヘルパー【P.84】

姫路市立小・義務教育・特別支援学校において、各学校や地域の実情に合わせ、保護者や地域の方に学校安全ボランティアとして、校門での立ち番や校内巡回、インターホンへの対応など学校の安全確保に協力いただいている。

すこやかセンター（子育て情報相談室）【P.34,81】

すこやかセンター3階にある子育て支援施設で、子育て情報の提供や子育て相談、子育て講演会の実施のほか、子育て中の親子が気軽に集い交流できる「すこやかひろば」の開設等を行っている場所

生活困窮世帯の中学生等及び高校生への学習支援事業【P.71】

生活困窮世帯の中学生等及び高校生に対し、個別指導型の学習支援等を実施することで、当該中学生等の全日制高等学校の進学率の向上及び当該高校生の確実な卒業を図り、就職に必要な要件を満たすことによって、長期的な自立の促進につなげることを目的とする事業

青少年キャンプ場【P.78】

キャンプによる共同生活を通じて、心身ともに健全な青少年の健全育成を図るため設置されたキャンプ場

青少年センター【P.78,79】

青少年に対して幅広い活動と交流のできる機会を提供するとともに、青少年の健全な育成を図るために設置

全妊婦面接相談支援事業【P.70】

保健師等が妊娠届出時にすべての妊婦に面接相談を実施することで、妊娠期からの子育て支援や必要なサポートにつなげる

総合教育センター【P.77,94】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育機関として教育委員会事務局学校教育部に設置された、教職員の研修や研究・カリキュラム開発支援の機能とともに、子供・保護者・教職員からの相談に対応する相談機能、関係機関と連携した支援・健全育成機能を併せ持った本市教育の中核施設

総合福祉会館【P.88,96】

姫路市の地域福祉の中核的拠点として、福祉に関する支援を必要とする人への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流や連携を推進し市民の福祉の向上を図るための施設

総合福祉通園センター・ルネス花北【P.94】

乳幼児期から成人期まで一貫した療育支援や就労支援等を行うことを目的とした障害児・者のための総合福祉施設

た行

待機児童【P.8,29,59,66,70,76,83】

保育所・認定こども園については、保育の必要性の認定（2号又は3号）を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用に至っていない者をいう。（保護者が特定の保育所等を希望している等、国の調査要領により待機児童数に含めないこととされている者は除く。）
放課後児童クラブについては、クラブへの入所を希望したにもかかわらず、定員に空きがない等の理由により入所できなかった児童をいう。

適応教室【P.77】

学校に行きにくい小・中学生のための学校以外の居場所。
こどもたちのありのままの姿を認め、小集団活動により心のケアを行いながら社会的自立に向けた支援を行う。

等価世帯収入【P.49,59,60】

世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で除したもの

特定不妊治療【P.7】

不妊治療のうち体外受精及び顕微授精のこと

特別支援学級【P.19,71】

小学校、中学校等において障害（知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症者・情緒障害）のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級

特別支援教育支援員【P. 94】

市立学校園において、発達障害のある子どもへの支援を行うほか、特別支援学級の児童生徒や特別な支援を必要とする子どもの学習や日常生活上のサポートを行う職員

特別支援学校【P. 22, 94】

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校

届出保育施設【P. 70】

乳幼児を保育することを目的とし、保育所や幼稚園の認可を受けていない認可外保育施設。本市では、届出が必要な認可外保育施設を「届出保育施設」と呼称している。

共働き・共育て【P. 66, 83】

夫婦が相互に協力しながら仕事・家事・子育てを行うこと

な行

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【P. 70, 81】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師、訪問員（看護職）が訪問し、体重測定や育児相談、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぐ事業

認定こども園【P. 8, 32, 59, 70, 71, 75, 76, 81, 83, 94, 95】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、0歳児から小学校就学前までの子どもを対象に、教育・保育を一体的に提供する施設

のびのび広場みらいえ【P. 9, 81】

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」にある子育てひろばで、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所

ノンステップバス【P. 84】

乗降口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと

は行

パブリック・コメント【P. 102, 103】

市が重要な計画や条例などを策定するとき、その趣旨や内容を市民の方々に公表し、提出された意見を考慮しながら最終の意思決定を行うとともに意見に対する市の考え方を公表する、一連の手続きのこと

バリアフリー【P. 84】

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

ひきこもり【P. 28, 67, 88】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流や買い物以外の外出がほとんどない状態が、6か月以上続いていること（重度の障害や重度の疾病で外出できない方を除く。）

1人1台端末【P. 76】

1人1台端末とは、義務教育段階の学校において各児童生徒が個別に利用できるデジタルデバイス（パソコン、タブレットなど）を1台ずつ持つことを指す。これは文部科学省が推進するGIGAスクール構想の柱の一つで、高速大容量通信ネットワークの整備と併せて全国の小中学校においてICT環境の整備が行われた。

ひとり親家庭学習支援事業【P. 71】

ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援による学びの機会を提供することにより、子どもの学習習慣の習得、学習への意欲向上を図る事業

姫路科学館【P. 79】

自然・科学・宇宙をテーマにした常設展示室とプラネタリウムを備えた施設

ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）

【P. 4, 75, 80, 84, 85, 89, 93, 96】

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画における母子保健分野を補完し、かつ健康増進法に基づく市町村健康増進計画の性格を持たせた「姫路市保健計画」と、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱等に基づく「姫路市自殺対策計画」を一体化して策定したもの

姫路市SDGs未来都市計画【P. 75】

SDGs未来都市に選定された姫路市が、令和3年（2021年）7月に策定したSDGs達成に向けた取組に関する計画（3カ年計画）

姫路市教育振興基本計画

【P. 4, 74, 75, 78, 80, 84, 92, 93, 95, 96】

教育基本法に基づく、姫路市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画

姫路市教育大綱【P. 4】

地方公共団体の長が、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、地域の実情に応じてその目標や施策の根本となる方針を定めるもの

姫路市交通安全計画【P. 84】

交通安全対策基本法に基づき、交通の状況や地域の実情に即して、5年間に本市の区域において実施すべき陸上交通の安全確保や対策に関する施策を取りまとめた計画

姫路市国際化推進プラン【P. 95】

「多文化共生社会の実現」、「国際交流の推進」を基本理念とし、国際化推進施策を総合的に進めて行くためのプラン

姫路しごと支援センター【P. 86】

市が設置している就職のための総合窓口で、就業相談やキャリアカウンセリング、就職支援セミナー等の就業支援をハローワークと連携して行う。

姫路市子ども・子育て会議【P. 4, 100, 102】

子ども・子育て支援法等に基づき、姫路市のこども・若者や子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進のために必要な調査審議を行う、市長の附属機関

姫路市子ども・子育て支援事業計画

【P. 2, 7, 64, 103】

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、就学前教育・保育の提供体制の確保や地域における子ども・子育て支援事業など、姫路市において取り組むべき子ども・子育て支援に関する取組を示した計画

姫路市子ども読書活動推進計画【P. 78】

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子供の読書活動を推進し全ての子供たちが本に親しむ環境を整備するため、姫路市において家庭・地域・図書館・学校等が連携し実施する取組を示した計画

姫路市自然観察の森【P. 79】

昭和62年（1987年）に開設された施設で、身近な自然環境の中で昆虫、野鳥等の小動物及び植物と触れ合い、これらの観察を通じて自然への理解を深め、自然保護思想の普及及び向上を図っている。ネイチャーセンター、観察小屋、自然観察路などが整備されている。

姫路市市民活動・協働推進事業計画【P. 78】

自治会を中心とした地縁系団体、NPO法人やボランティア団体、企業、教育機関、個人などの多様な主体が、それぞれの役割を果たしつつ、協働し活躍できる社会の実現に向けて、協働の推進等の施策、取組内容等を示した計画。令和2年度（2020年度）に第4次計画を策定

姫路市社会福祉審議会児童福祉専門分科会【P. 102, 103】

「姫路市社会福祉審議会」は、社会福祉法に基づき、姫路市における社会福祉に関する事項を調査・審議するための合議制機関。

「児童福祉専門分科会」は、審議会の委員の一部によって構成される分科会で、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

姫路市住宅計画【P. 80, 92】

住生活基本法に基づき、姫路市の住宅政策の総合的な方向性を示すとともに、市営住宅の確かな整備を進め、適正かつ効率的な管理・運営を行うための基本方針を定めた計画

姫路市障害福祉推進計画【P. 4, 93】

障害福祉行政の一層の推進を図ることを目的とする、本市における障害福祉施策の指針となる計画

姫路市消費者教育推進計画【P. 75】

国の基本方針や、兵庫県消費者教育推進計画に基づき、「消費者市民社会」の形成に向けた、消費者の自立・社会の消費者力向上を目指すための消費者教育推進に関する取組を示した計画

姫路市人権教育及び啓発実施計画【P. 74, 75, 84, 95】

国が制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）、その法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する計画」（平成14年閣議決定・平成23年閣議決定で変更）や兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針、姫路市総合計画等を踏まえ、本市における人権教育及び啓発施策を推進していくための指針として平成17年（2005年）に策定した計画で、以後5年おきに見直しを行っているもの

姫路市スポーツ推進計画【P. 78】

姫路市総合計画の個別計画であり、スポーツ基本法第10条に規定する地方スポーツ推進計画に位置付けられる10カ年の計画。市のスポーツ振興の理念、方針及び施策等を記載している。

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」【P. 4】

「総合計画」は、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的とした、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画。「ふるさと・ひめじプラン2030」は、姫路市まちづくりと自治の条例に基づき策定した総合計画であり、計画期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間

姫路市男女共同参画プラン【P. 4, 75, 83】

本市における男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本方針

姫路市地域福祉計画

【P. 4, 84, 88, 90, 92, 96】

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画。本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定している。現計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6か年としている。

姫路市地域防災計画【P. 84】

災害対策基本法に基づく市及び防災関係機関等が処理すべき防災業務の大綱として作成しており、災害対策についての基本的な対応策及び方針を定めた総合的な計画

姫路市通学路交通安全プログラム【P. 84】

通学路の安全確保に向け、姫路市教育委員会、姫路市危機管理室、PTA、自治会等を含む学校関係者、道路管理者、警察が参加する合同点検を行い、点検結果から対策必要箇所について、ハード対策やソフト対策の具体的な実施メニューを検討し、対策を実施する。

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画【P. 85, 89】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、DVの防止と被害者支援を総合的・体系的にまとめ、DV防止や被害者支援対策を推進するための基本計画

姫路市都市計画マスタープラン【P. 78, 84】

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の将来像や土地利用の基本方針、都市施設(道路、公園等)の配置方針などに関する中長期的な取組の方向を明らかにする本市の都市計画の基本的な考え方を定めた計画

姫路市バリアフリー基本構想【P. 84】

旅客施設(鉄道駅、バスターミナル等)を中心とした地区等において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、バリアフリー法に基づき本市が作成する具体的な事業を位置づけた計画

姫路市幼児教育共通カリキュラム【P. 75】

就学前の4歳児、5歳児のそれぞれ同年齢児の保育や教育内容を均一化し、小学校への接続が円滑に進むように、6歳児(小学1年生)と合わせて、3ヶ年で共通して取り組むべき内容を各年齢ごとにまとめたもの。カリキュラムには、育てたい幼児・児童の姿やねらい、具体的な体験活動や保幼小の交流活動例を盛り込んでいる。

姫路市要保護児童対策地域協議会

【P. 71, 89, 90, 92】

児童福祉法第25条の2に規定される、要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等で構成される協議会。本市においては子育て支援室が調整機関となり、兵庫県姫路こども家庭センター(児童相談所)、警察、学校、保育所、こども園等の関係機関にて構成される。要保護児童等に関する必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行っている。

ひめじ食育推進プラン【P. 75】

食育基本法に基づく市町村食育推進計画のことで、市の食育に関する取り組みを総合的・計画的に推進するための基礎となるもの

姫路版スマートシティ事業【P. 82】

市民のWell-being(心豊かな暮らし)を実現するため、デジタル技術と官民が保有する様々なデータを活用し、市民がよりよいサービスや生活の質を享受できる都市(スマートシティ)を形成するための事業。令和5年度(2023年度)から、子育て・教育分野のサービス実装に取り組んでいる。

ひめじ保幼小連携教育カリキュラム

【P. 75】

小学校入学前後の接続期に焦点を当て、具体的な子どもの姿から指導や支援の方法をデザインしたカリキュラム。「特別支援教育の整備」と「保護者連携・支援の充実」についても記述している。

ひめじ若者サポートステーション

【P. 86, 93】

働くことに悩みを持った、15～49歳の若者を対象に就労支援を行う機関

ひめっこ手帳【P. 7, 81, 82】

スマートフォンやタブレット、パソコン等で使える無料の子育て応援アプリ。妊婦や子どもの健康データの記録管理や予防接種のスケジュール管理、子育て情報の取得などができる。

兵庫県立こどもの館【P. 79】

姫路西部の豊かな自然にかこまれた桜山公園内にある兵庫県所管の大型児童館

ひょうご子ども・子育て未来プラン【P. 3】

兵庫県の少子対策・子育て支援等に関する取組を総合的・体系的に定めた計画。令和7年度（2025年度）からは、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」として位置付けられる。

ひょうご出会いサポートセンター【P. 87】

少子化の要因とされる「未婚化・晩婚化の進行」に対する取組として、社会全体で結婚を応援し、男女の新たな出会いを支援するため、兵庫県が設置

病児・病後児保育事業【P. 7, 59, 83】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保護者が仕事等のため家庭で看護・保育できないときに、市内の専用施設で一時的に看護・保育する事業

ファシリテーター【P. 98】

会議等での中立的な立場に立った上で意見をまとめ、より良い結論に導く役割の人。こども・若者の意見表明においては、こども・若者が意見を言いやすい環境をつくり、意見表明をサポートする役割を担う。

ファミリーサポートセンター

【P. 32, 70, 81, 83】

0歳から小学校6年生までの子どもがいる子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）を登録し、会員間で育児の援助を行う事業

フードドライブ【P. 92】

各家庭で余っている食品を持ち寄り、それを必要としている方に寄付する活動

福祉つながる窓口【P. 88, 96】

どこに相談したらよいかわからない人のための相談窓口

不妊・不育症【P. 80, 81】

「不妊」とは、妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしているにもかかわらず、一定期間（日本産婦人科学会では「1年」としている）妊娠しないもの。「不育症」とは、妊娠はするものの、流産あるいは死産が2回以上ある状態

プレコンセプションケア【P. 80, 81】

若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことで、次世代を担う子どもの健康にもつながるとして近年注目されているヘルスケア

保育士等住居借上げ支援事業【P. 70, 76】

保育人材確保対策として、市内の私立教育・保育施設で就労する保育士の住居を事業者が借上げる費用の一部について、最長5年間補助を実施

保育士等奨学金返済支援事業【P. 70, 76】

保育人材確保対策として、奨学金制度を利用して保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得し、市内の私立教育・保育施設へ就職した保育士等が返済する奨学金返済費用を事業者が補助した経費について、採用後最長7年間の補助を実施

保育士・保育所支援センター【P. 8, 70, 76】

保育人材確保対策として、保育士資格を持ちながらも現在現場で就労していない潜在保育士等の就職を支援するため、幼保連携政策課内に設置した無料職業紹介所

放課後児童クラブ【P. 8, 29, 59, 66, 70, 71, 78, 79, 83, 94, 95】

保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後や夏休み等の期間において、適切な遊びと生活の場を提供し、留守家庭児童の保護及び健全な育成を図る事業

放課後等デイサービス【P. 94】

学校等に就学している児童に授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な支援等を提供するサービス

母子家庭等医療費助成【P. 85】

ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成するもの（所得制限有）

母子生活支援施設【P. 70】

児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の看護すべき児童を入所させ、保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設

母子父子寡婦福祉資金【P. 85】

ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するための資金（12種類）

母子・父子自立支援員【P. 85】

ひとり親家庭の生活上の相談に応じて、その自立と経済的な安定に必要な情報提供や指導を行う職員

ま・や・ら・わ行

マタニティマーク【P. 84】

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの

野外活動センター【P. 78】

豊かな自然の中で少年の情操を養い、集団宿泊生活を体験的に学習させ、心身ともにたくましい少年を育成することを目的として設置

ヤングケアラー【P. 65, 67, 90, 91】

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

有配偶率【P. 25, 60】

婚姻の届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人（いわゆる事実婚の人を含む）の割合

ユニバーサルデザイン【P. 84】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方

養育支援ネット【P. 81】

未熟児、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し、支援していくために、医療機関等と保健行政機関をつなぐ情報提供システム

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な ビジョン【P.59】

こども基本法の目的・理念にのっとり、すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」における育ちを通じて、生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的として、こども家庭庁が策定した指針

幼稚園の預かり保育【P.32】

通常の教育時間の前後や、土曜日又は日曜日・夏休み等の長期休業中に、幼稚園、認定こども園が、保護者の要請等に応じて、在園児（1号認定）を対象に教育時間外の教育・保育を行う事業

ライフデザイン【P.67,87】

自分の価値観に基づいた生き方や将来どのような人生を送りたいかについて、具体的に思い描くこと

ライフプランニング【P.87】

自分自身の将来の仕事や家族、健康などについて、具体的な暮らし方を計画すること

療育手帳【P.18】

知的障害又は発達障害と判定された方に交付される手帳

わくわく広場【P.34,81】

家島町、夢前町、香寺町、安富町にある子育てひろばで、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所

ワーク・ライフ・バランス【P.66,83】

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。仕事と生活の調和

姫路市「こども計画」絵画コンクール応募作品

コンクールに応募いただき、優秀賞を受賞されなかった作品のうち、著作権侵害のおそれがなく、ご本人や保護者の方に掲載の同意をいただいた作品を掲載しています。(作者名と作品名は省略)

小学校低学年の部



小学校高学年の部





高校の部



若者の部





姫路市こども計画
ひめじ こども・若者みらいプラン

令和7年（2025年）3月

■発行／姫路市 こども未来局 こども育成部 こども総務課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL：079-221-2386 FAX：079-221-2953



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

